

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第2号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（広報県民課）</p> <p>第3条の2 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 機関誌の編集及び発行に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(13) 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（警務課）</p> <p>第4条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16)～(18) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>（情報管理課）</p> <p>第8条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 電磁的記録の解析に関すること。</u></p> <p><u>(6) 犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。</u></p> <p><u>(7)・(8) 略</u></p>	<p>（広報県民課）</p> <p>第3条の2 広報県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(12) 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（警務課）</p> <p>第4条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 機関誌の編集及び発行に関すること。</u></p> <p><u>(17)～(19) 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>（情報管理課）</p> <p>第8条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p>

改正前	改正後
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第9条 生活安全部に、次の5課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>生活環境課</u></p> <p>略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除く。)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除く。)</p> <p>(9) 探偵業の業務の適正化に關する法律(平成18年法律第60号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除く。)</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律(昭和23年法律第122号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除く。)</p> <p>(11)～(13) 略</p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第9条 生活安全部に、次の5課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>サイバー犯罪対策課</u></p> <p>略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第10条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に關すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に關すること。</p> <p>(9) 探偵業の業務の適正化に關する法律(平成18年法律第60号)の施行に關すること。</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律(昭和23年法律第122号)の施行に關すること。</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) <u>高圧ガスその他の危険物の取締りに關すること。</u></p> <p>(15) <u>密貿易事犯の取締りに關すること。</u></p> <p>(16) <u>保健衛生關係事犯の取締りに關すること(他課の所掌に屬するものを除く。)</u></p> <p>(17) <u>公害關係事犯その他の環境關係事犯の取締りに關するこ</u></p>

改正前	改正後
<p>(14)・(15) 略</p> <p>2 生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</p> <p>(1) 許可事務管理室は、前項第6号及び第8号から第13号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第12条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 銃砲刀剣類、火薬類、核物質、高圧ガスその他危険物の取締りに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(2) 密貿易事犯の取締りに関すること。</p>	<p>と。</p> <p>(18) 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(19) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(20) 売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(21) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(22)・(23) 略</p> <p>2 生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</p> <p>(1) 許可事務管理室は、前項第6号及び第8号から第13号までに掲げる事務（取締りに関することを除く。）をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 生活安全企画課に、生活環境指導官を置く。</p> <p>(1) 生活環境指導官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>(2) 生活環境指導官は、命を受け、第1項第6号及び第8号から第12号までに掲げる事務のうち取締りに関する事務並びに同項第14号から第21号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第12条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>保健衛生関係事犯の取締りに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p>(5) <u>特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p>(6) <u>前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p>(7) <u>サイバー犯罪対策の事務に関すること。</u></p> <p>(8) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p> <p>(9) <u>売春その他風俗関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p>(10) <u>外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。</u></p> <p>(11) <u>質屋営業、古物営業、警備業及び探偵業に係る犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(12) 略</p> <p>2 <u>生活環境課に、サイバー犯罪対策室を置く。</u></p> <p>(1) <u>サイバー犯罪対策室は、前項第7号及び第8号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>サイバー犯罪対策室に、室長を置く。</u></p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理する。</u></p> <p>3 <u>生活環境課に、生活環境指導官を置く。</u></p> <p>(1) <u>生活環境指導官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p>	<p>(3) <u>情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。</u></p> <p>(4) <u>情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。</u></p> <p>(5) <u>電磁的記録の解析に関すること。</u></p> <p>(6) <u>犯罪の取締りのための情報通信の技術に関する支援に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 <u>サイバー犯罪対策課に、サイバーセキュリティ対策官を置く。</u></p> <p>(1) <u>サイバーセキュリティ対策官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(2) <u>サイバーセキュリティ対策官は、命を受け、前項各号に掲げる事務のうち、指導に関する事務をつかさどる。</u></p>

改正前	改正後
(2) <u>生活環境指導官は、命を受け、第1項第1号から第6号まで及び第9号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。</u>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。